

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、6月10日時点のものです

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナコールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信(右のコードを読み取ることで相談票の出力画面に接続可)



[問合せ]保健予防課感染症係 ☎5608-6191 *新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることで接続可)



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所相談は行っていません。ご理解・ご協力をお願いします。

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター ☎5320-4592

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可(右下のコードを読み取ることで接続可)

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「後遺症の相談」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する電話相談窓口

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

☎6734-0307

午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

ワクチン接種に関する最新情報は区ホームページをご覧ください(右のコードを読み取ることで接続可)。



国による大規模接種センターでの新型コロナワクチン接種

最新情報や詳細は、防衛省・自衛隊のホームページをご覧ください(下のコードを読み取ることで接続可)。

[問合せ]自衛隊東京大規模接種センター専用問い合わせ窓口

☎0570-056-730 *受け付けは午前7時～午後9時



新たに増設しました 新型コロナワクチン接種会場

新型コロナワクチン接種会場を、4か所増設しました。接種開始日は会場により異なりますので、ご注意ください。

増設したワクチン接種会場

Table with 2 columns: 会場名, 所在地. Includes 第一ホテル両国, 東武ホテルレバント東京, 旧向島中学校, 東京スカイツリー® イーストタワー.

予約方法

- インターネット(墨田区専用予約システム https://jump.mrso.jp/131075/)での予約
墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル(コールセンター) ☎6734-0307での予約



墨田区国民健康保険または、75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します

[対象] 次の全ての要件を満たす方 ▶ 墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない [支給期間] 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間 [支給額] 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 * 上限あり [適用期間] 令和2年1月1日～3年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

受給には申請が必要です。 受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者の問合せ

国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123

75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の問合せ

広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519・FAX0570-086-075 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各問合せ先へご確認ください。

この機会に考えてみましょう 男女共同参画週間

国は、男女共同参画基本法の目的や基本理念の理解を深めることをめざし、毎年6月23日～29日を「男女共同参画週間」と定めています。今年のキャッチフレーズは、「女だから、男だからではなく、私だから、の時代へ」です。誰もが互いの人権を尊重して責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮するためには、職場や学校、地域、家庭で、どのようなことができるか、この機会に考えてみましょう。

[問合せ]人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎5608-6512



大切な一票を活かすため、必ず投票しましょう 東京都議会議員選挙



[投票日時]7月4日(日)午前7時～午後8時 [持ち物] 入場整理券 *入場整理券は、世帯の対象者全員分を一つの封筒に入れて郵送 *入場整理券がない場合でも対象者であれば投票可 [区内で転居した方の投票所]

転居の届出をした日が ▶ 令和3年6月10日までの方 = 新住所地の投票所 ▶ 3年6月11日以降の方 = 前住所地の投票所

点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。

代理投票

身体に障害等があり、候補者名を記入できない方は、係員が代筆します。

体が不自由な方への介助

車椅子利用者等は、係員が投票所内の移動を介助します。

期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は、期日前投票ができます。会場での混雑緩和のため、分散投票にご協力ください。予想される混雑の傾向は、区ホームページをご覧ください。

選挙公報

選挙公報は、区内全てのご家庭に配布します。また、各出張所・図書館等でもご覧になれます。

[問合せ]選挙管理委員会事務局 ☎5608-6320